

保健福祉事務所処務規程（平成18年佐賀県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

佐賀県知事 古川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（保健福祉事務所長の専決事項）</p> <p>第2条 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 災害救助法（昭和22年法律第118号）<u>第23条</u>に規定する被服、寝具その他生活必需品の備蓄に関すること。</p> <p>(9)～(72) 略</p> <p>(73) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第23条</u>、<u>第24条</u>、第26条の2又は第26条の3の規定による申請、通報又は届出の受理に関すること。</p> <p>(74) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項、第3項及び第4項の規定による診察、立会い及び立入り（同法<u>第23条</u>、<u>第24条</u>、第26条の2又は第26条の3の規定による申請、通報又は届出のあった者に係るものに限る。）並びに同条第2項、第3項及び第4項の規定による診察、立会い及び立入りに関すること。</p> <p>(75) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第28条第1項の規定による診察（同法<u>第23条</u>、<u>第24条</u>、第26条の2又は第26条の3の規定による申請、通報又は届出のあった者に係るものに限る。）の通知に関すること。</p>	<p>（保健福祉事務所長の専決事項）</p> <p>第2条 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 災害救助法（昭和22年法律第118号）<u>第4条</u>に規定する被服、寝具その他生活必需品の備蓄に関すること。</p> <p>(9)～(72) 略</p> <p>(73) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第22条</u>、<u>第23条</u>、第26条の2又は第26条の3の規定による申請、通報又は届出の受理に関すること。</p> <p>(74) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項、第3項及び第4項の規定による診察、立会い及び立入り（同法<u>第22条</u>、<u>第23条</u>、第26条の2又は第26条の3の規定による申請、通報又は届出のあった者に係るものに限る。）並びに同条第2項、第3項及び第4項の規定による診察、立会い及び立入りに関すること。</p> <p>(75) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第28条第1項の規定による診察（同法<u>第22条</u>、<u>第23条</u>、第26条の2又は第26条の3の規定による申請、通報又は届出のあった者に係るものに限る。）の通知に関すること。</p>

改正前	改正後
<p>(76)～(118) 略</p> <p>(119) 興行場法第5条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(120) 興行場法第6条の規定による営業の許可の取消し又は営業停止命令に関すること。</p> <p>(121)～(124) 略</p> <p>(125) 公衆浴場法第6条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(126) 公衆浴場法第7条第1項の規定による営業の許可の取消し又は営業停止命令に関すること。</p> <p>(127)～(129) 略</p> <p>(130) 旅館業法第7条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(131) 略</p> <p>(132) 旅館業法第8条の規定による営業の許可の取消し又は営業停止命令に関すること。</p> <p>(133)～(177) 略</p> <p>(178) 化製場等に関する法律第6条第1項(同法第8条及び第9条第5項において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(179) 略</p> <p>(180) 化製場等に関する法律第7条(同法第8条及び第9条第5</p>	<p>(76)～(118) 略</p> <p>(119) 興行場法第5条第1項及び興行場に関する条例(昭和59年佐賀県条例第20号)第6条の3の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(120) 興行場法第6条及び興行場に関する条例第6条の4の規定による営業の許可の取消し又は営業停止命令に関すること。</p> <p>(121)～(124) 略</p> <p>(125) 公衆浴場法第6条第1項及び佐賀県公衆浴場に関する条例(昭和41年佐賀県条例第43号)第4条の3の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(126) 公衆浴場法第7条第1項及び佐賀県公衆浴場に関する条例第4条の4の規定による営業の許可の取消し又は営業停止命令に関すること。</p> <p>(127)～(129) 略</p> <p>(130) 旅館業法第7条第1項及び旅館業に関する条例(昭和33年佐賀県条例第38号)第15条の4の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(131) 略</p> <p>(132) 旅館業法第8条及び旅館業に関する条例第15条の5の規定による営業の許可の取消し又は営業停止命令に関すること。</p> <p>(133)～(177) 略</p> <p>(178) 化製場等に関する法律第6条第1項(同法第8条及び第9条第5項において準用する場合を含む。)及び化製場等に関する条例(昭和59年佐賀県条例第21号)第4条の3の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(179) 略</p> <p>(180) 化製場等に関する法律第7条(同法第8条及び第9条第5</p>

改正前	改正後
<p>項において準用する場合を含む。)の規定による化製場等の<u>処置</u>の許可の取消し及び動物の飼養又は収容の許可の取消し並びに当該施設の使用の制限及び禁止に関すること。</p> <p>(181)～(299) 略 2・3 略</p>	<p>項において準用する場合を含む。)の規定による化製場等の<u>設置</u>の許可の取消し及び動物の飼養又は収容の許可の取消し並びに当該施設の使用の制限及び禁止に関すること。</p> <p><u>(180)の2 化製場等に関する条例第4条の4の規定による化製場等の設置の許可の取消し並びに当該施設の使用の制限及び禁止に関すること。</u></p> <p>(181)～(299) 略 2・3 略</p>

附 則

この訓令は、平成26年6月1日から施行する。ただし、第2条第1項第8号及び第180号の改正規定は公布の日から、同項第73号から第75号までの改正規定は平成26年4月1日から施行する。